

平成 28 年 7 月 28 日

## 第 28 回子ども・子育て会議 意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
理事長 奥山千鶴子

子ども・子育て支援新制度の趣旨である「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」ことを踏まえ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業のより一層の推進を以下のとおりお願いします。

### 1. 子ども・子育て支援新制度を確実に推進するための恒久財源の確保

消費税増税が 2 年半後の平成 31 年 10 月まで延長されることが検討されていますが、子ども・子育て支援新制度を確実に推進するためには、子ども・子育て会議で合意した総額 1 兆円超の予算について、見通しをもった安定的な財源確保を要望いたします。

### 2. 地域の子ども・子育て支援の質・量の確実な推進

#### **地域子育て支援拠点事業**

##### ・量的拡充

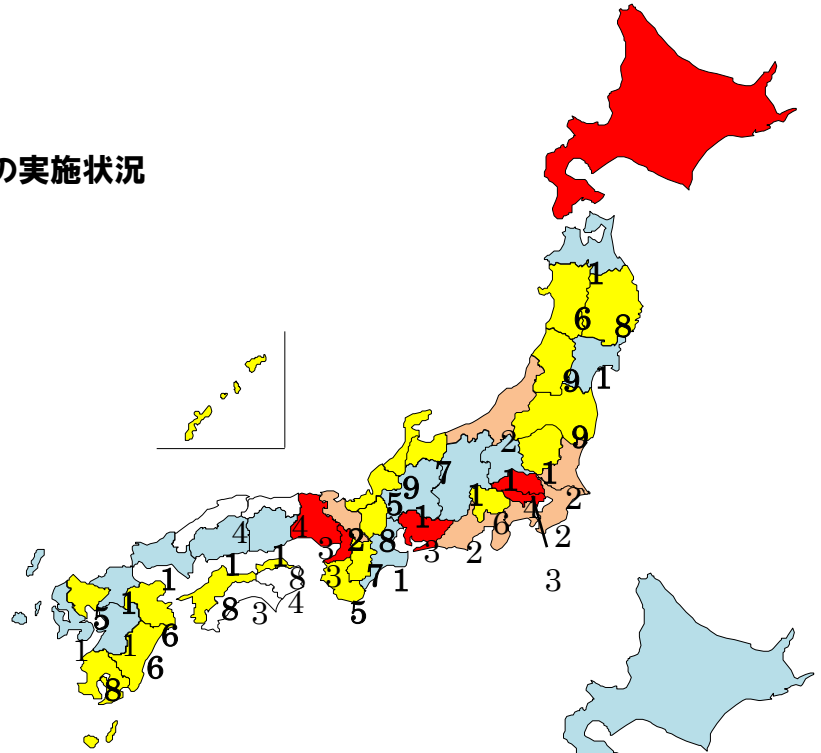
地域子育て支援拠点事業は、全国に 10,000 か所（国費活用 8,000 か所、地方単独 2,000 か所）の整備を目標としています。しかし、0~2 歳人口千人あたりの実施か所数で実施状況を確認した場合は、神奈川県、福岡県、東京都、愛知県、広島県、大阪府は、2 か所以下となっており充分ではありません。子育て家庭の孤立や育児不安の解消等を図る身近な相談・交流の場所である地域子育て支援拠点の設置については、子育て家庭の居住状況に配慮した量的拡充を要望いたします。

##### ・地域子育て支援拠点事業の大規模加算

地域子育て支援拠点事業の実施場所については、概ね 10 組程度の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さの実施が定められていますが、地域子育て支援拠点利用のニーズが高まり、週 5 日以上開設している利用者数が多い施設については、利用者の安全、安心して相談・交流できる場づくりに考慮して、専任スタッフの加算を定めていただくよう要望いたします。また、質的拡充の積算根拠を示すため、地域子育て支援拠点事業の実態調査をお願いします。

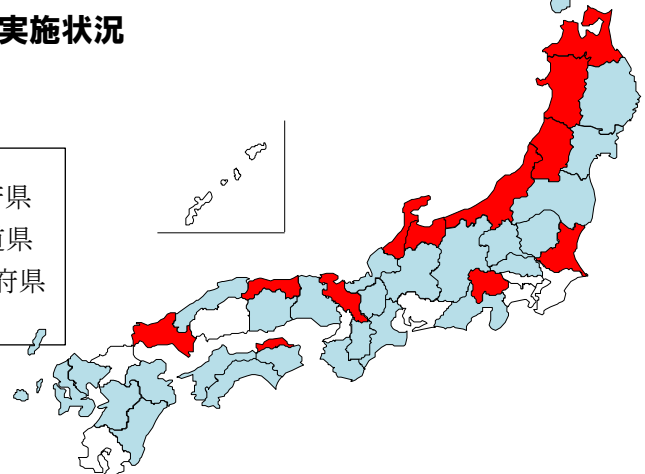
■平成 27 年度地域子育て支援拠点の実施状況  
【都道府県別か所数】

分類	都道府県
300か所以上	6都道府県
201～300か所	6府県
101～200か所	12県
51～100か所	19県
～50か所	4県



■平成 27 年度地域子育て支援拠点の実施状況  
【0～2歳児人口千人あたりの実施か所数】

3 か所以上	12 府県
2 か所以上 3 か所未満	26 道県
1 か所以上 2 か所未満	9 都府県

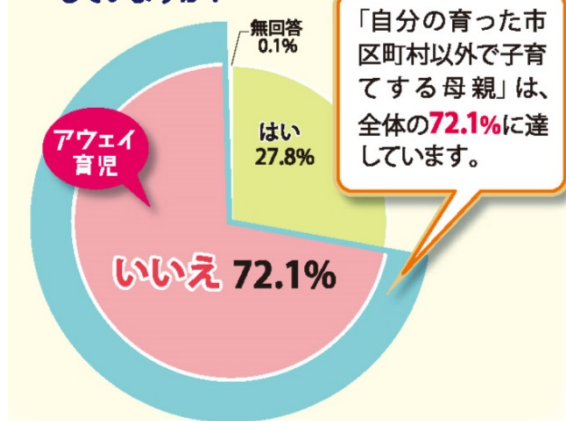


乳幼児人口別ではまだまだ  
足りていません！

■拠点事業を利用している母親 1,175 人アンケート結果

(NPO 法人子育てひろば全国連協議会調べ) 2015 (平成 27) 年 11 月 1 日～11 月 30 日  
全国の地域子育て支援拠点利用者  
2,400 人に対して実施

Q. あなたが育った市区町村で、現在子育てを  
していますか？

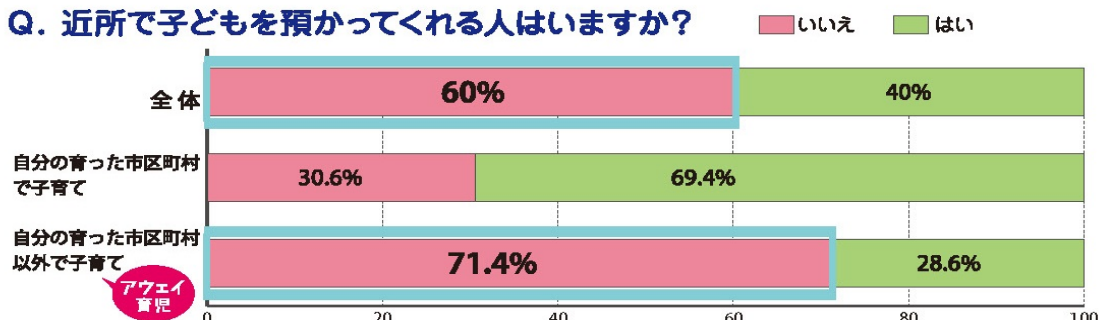


72.1%の母親が、自分の育った市区町村以外で子育てをしています。  
＝ アウェイ育児

拠点を利用した後は、仲間ができ、情報や地域とのつながりが広がっていることも確認できました。

しかし、全体の6割の母親は「近所で子どもを預かってくれる人はいない」と回答しています。その中でも、「自分の育った市区町村で子育てする母親」30.6%に対し、「**自分の育った市区町村以外で子育てする母親**」では**71.4%**に達しており、地域のつながりが薄い  
ため、子育ての手助けが不足しがちな状況がわかりました。

### Q. 近所で子どもを預かってくれる人はいますか？



## 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て家庭の選択に基づき、良質かつ適切な事業やサービス等を総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保する新制度においてたいへん重要な事業と位置付けられています。しかし基本型、特定型、母子保健型の3類型となり、その連携等のイメージがもちにくいとの意見が多く聞かれます。また、実施自治体は偏在しています。より一層、市町村職員の理解が進み、確実に目標である1,800カ所の設置（基本型+特定型）が実現できるよう要望いたします。

## 一時預かり事業

### ・一時預かり事業の施設整備費補助

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針では、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とすることとし、1施設当たりの基準額を32,000千円と定めています。しかし、保育所以外で行われる一般型、地域密着型による一時預かり事業においては対象となりません。数少ない3歳未満児の家庭支援事業として、一時預かり事業を拡充するためにも施設整備補助が重要です。

### ・一時預かり事業（一般型）の実態調査

今回、幼稚園においても一時預かり事業(一般型)を実施している幼稚園の数(643園)が把握されました。あわせて3歳未満の子育て家庭や育休中の利用が期待される一時預かり事業について、単館型や保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館等に併設された一時預かり事業(一般型、地域密着型)の利用実態、利用料等の実態調査を是非お願いします。緩やかな就労、子育てで不安や孤立、母子密着、虐待予防等、孤立しがちな子育て家庭への支援が急務であり、一時預かり事業はたいへん重要な事業です。

・一時預かり事業の量的拡充

本日の資料では、1年間の利用延べ人数 5,177,213人となっています。

0～2歳児の推定未就園児数は、2,292,000人です。

つまり、1年間で子ども一人、**2.26**日利用したという数字です。

少子化社会対策大綱の目標値は、11,340,000人となっています。

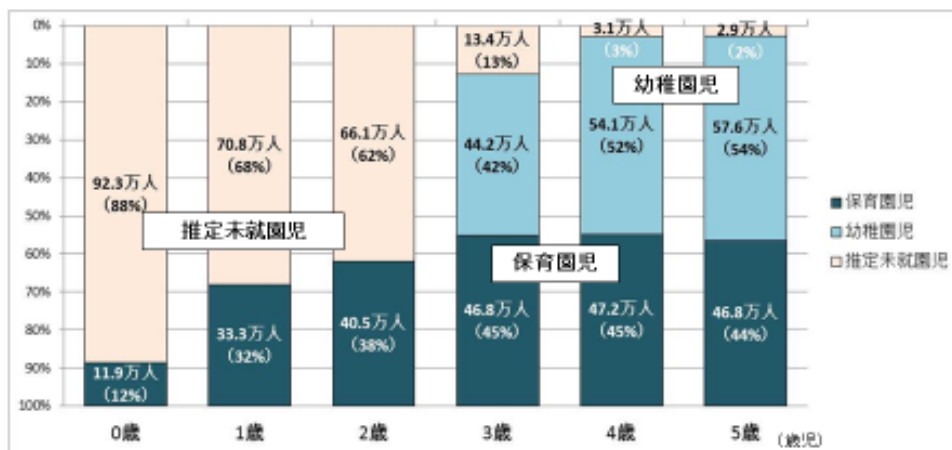
つまり、1年間で子ども一人、**4.9**日を目標とした数字です。

保育所を利用している保護者に比べて、あまりにも支援が少ないのではないのでしょうか？

## 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合

- ◆0～3歳児の保育園の利用者数と利用割合は、年齢が上がるにつれて上昇している。
- ◆幼稚園児をあわせると、4・5歳児では、ほぼ全ての児童が保育園か幼稚園を利用している。

該当年齢人口 104.2万人 104.2万人 106.7万人 104.4万人 104.4万人 107.3万人



※ 保育園の数は平成26年の「待機児童数調査」(平成26年4月1日現在)より  
 ※ 「推定未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したもの。認可外の保育施設利用も含む。  
 ※ 幼稚園の数は平成26年度「学校基本統計」(平成26年5月1日現在)より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚園も含む。  
 ※ 該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成25年10月1日現在)より。  
 ※ 四捨五入の関与により、合計が合わない場合がある。

## 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

横浜においても、保育所や放課後児童クラブ等の送迎が75%以上となっています。保育所の延長保育を補完する形で、地域の家庭的な環境で子どもが過ごすことは、子どもにとっても、預かる地域の担い手にとっても「つながり」を育む上でも貴重な事業です。保育所入所とともに申し込みが殺到する状況から、都市部においては、マッチングや説明会の機会はさらに求められる状況です。

しかしながら、子どもの数に応じたコーディネーターの配置やマッチング数・事業実績に応じた補助ではないため、支援の拡充を後押しするインセンティブに欠けます。現状にあわせた補助の見直しは急務です。